

○財務省告示第八十一号
出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九
十五号）第十四条及び第十六条に規定する外国貨
幣換算率を定める等の件（令和五年十二月財務省
告示第三百二十一号）の一部を次のように改正
し、令和六年四月一日から適用する。

令和六年三月二十二日

財務大臣 鈴木 俊一

本邦通貨九二円を〇〇レバノン・ポンドにつき
〇〇〇〇レバノン・ポンドにつき
に改める。